

安全・安心岡山県づくり県民会議

登録会員を募集します!!

～ 犯罪のない安全・安心岡山県づくり～



① 安全・安心岡山県づくり県民会議ってなに?

安全・安心岡山県づくり県民会議は、犯罪のない安全で安心な岡山県の実現に向けた取組を推進することを目的に組織されました。

「犯罪のない安全・安心岡山県づくり県民運動」を推進しています。

② 誰でも登録会員になれるの?

岡山県内に所在し、次の2つの要件を満たす自主活動団体であれば、登録会員になれます。

- ① 県民又は事業者が自主的に組織する5人以上で構成された民間の団体であること。
- ② 「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」を月1回以上の頻度で継続的かつ計画的に実施すること。

③ 「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」って?

- ・学校、通学路等における子どもの安全確保活動
- ・防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動
- ・地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
- ・少年非行防止活動、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動
- ・防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動
- ・その他の犯罪防止を目的とした活動



④ 登録会員になると何かメリットがあるの?

- ・活動の参考となる情報の提供等が受けられます。
- ・登録会員間の情報交換ができます。
- ・登録会員が行う「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」中に、参加者が万一事故等でけがをされた場合などに、見舞金を受けられます。(詳しくは、「見舞金制度の概要」(うら面)をご覧ください。)

⑤ 会費は?

無料です!

⑥ 登録会員になるにはどうすればいいの?

「登録会員登録申請書」に必要事項を記入していただき、安全・安心岡山県づくり県民会議事務局までお申し込みください。申請書の内容を確認させていただき、登録証を交付します。(有効期間は、登録した年度を含め3年目の年度末までです。)

詳しくは、ホームページをご覧ください。ホームページからも申請できます。

県のトップページ (<http://www.pref.okayama.jp/>)

→ 組織で探す → 県民生活部 → くらし安全安心課

お申し込み・お問い合わせは▶▶▶

● 事務局 ●

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県県民生活部 くらし安全安心課内 安全・安心岡山県づくり県民会議 事務局

TEL.086-226-7259(直通) FAX.086-225-9151

自主活動参加者への

見舞金制度の概要

岡山県では、子どもの見守り活動や自主パトロール活動等、犯罪のない安全・安心岡山県づくりを実践する地域ボランティアの方々が、安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故などにより、けがをされた場合などに見舞金を支給する制度を設けています。

1 どんな制度なの？

子どもの安全確保のための活動など安全・安心岡山県づくりを実践している団体で、「**安全・安心岡山県づくり県民会議**」の登録会員として事前に登録した団体が行う「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」中に、参加者が万一事故等でけがをされたり、亡くなられた場合に見舞金を支給する制度です。

2 どんな活動でも見舞金が支給されるの？

見舞金が支給されるのは、県内で行われる犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動で、具体的には次の活動中の事故等が対象となります。なお、県費で別途ボランティア保険に加入している方は、対象になりません。

- ・学校、通学路等における子どもの安全確保活動
- ・防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動
- ・地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
- ・少年非行防止活動、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動
- ・防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動
- ・その他の犯罪防止を目的とした活動

* 活動場所への往復の途上、ご本人の故意又は重大な過失、病気に起因する事故等については、対象なりません。

3 見舞金の種類と見舞金の額は？

けが等の程度	見舞金の種類	見舞金の額
亡くなられた場合	死 亡 見 舞 金	1,000,000円
後遺障害がある場合	後 遺 障 害 見 舞 金	100,000円～1,000,000円 (後遺障害の程度に応じて支給します。)
けがをされた場合 (治療期間1週間以上)	負 傷 見 舞 金	10,000円～100,000円 (負傷の程度に応じて支給します。)

* 負傷見舞金は、治療期間（実際に医療機関で治療された期間）が1週間以上の場合に支給します。

4 もし事故に遭って見舞金を受ける場合はどうしたらいいの？

見舞金の対象となる事故が発生した場合には、まず、1か月以内に事故の状況について岡山県に報告をお願いします。その後、申請書、診断書等必要な書類を提出していただきます。

5 詳しくは、ホームページをご覧ください。

県のトップページ(<http://www.pref.okayama.jp/>)→組織を探す→県民生活部→くらし安全安心課

●お問い合わせ先 ●

岡山県 県民生活部 くらし安全安心課

TEL.086-226-7259 (直通)

具体的取り組み事例

1

「おはよう、おかえり」県民運動



2

「声掛け合って、かぎ掛け」県民運動



3

「犯罪を起こさせないまちづくり」県民運動



4

「だまされんのじゃ岡山県」県民運動

